**平成２３年（フ）第９００号**
山口県美祢市豊田前町麻生下10番地、開始決定時の住所広島県廿日市市宮内2029　レオネクストＦ＆Ａ101
破産者　内田　貴士
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４５４号**
秋田県鹿角市尾去沢字瓜畑１番地46
破産者　大澤　　登
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
盛岡市境田町４番76号　メゾンサカイダ201号
破産者　荒井　大輔
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１７６号**
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4737番地11
破産者　麻生　廣文
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
埼玉県羽生市大字上手子林44番地２
破産者　藤田喜美代
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第１３８号**
埼玉県羽生市大字上手子林44番地２
破産者　藤田　　亨
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第３３６号**
神奈川県海老名市杉久保北４丁目32番８号
破産者　橋本　勝明
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７０８号**
神奈川県藤沢市片瀬４丁目13番12号
破産者　山口　英男
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１２４２号**
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目39番地３　チェリーハイム２―201号
破産者　峯　　砂雄
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３３５号**
愛知県一宮市木曽川町黒田三ノ通り84番地プランタン二番館101号、申立時の住所愛知県一宮市奥町字宮郭49番地
破産者　馬渕　久子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３３６号**
愛知県一宮市木曽川町黒田三ノ通り84番地プランタン二番館101号、申立時の住所愛知県一宮市奥町字宮郭49番地
破産者　馬渕　達也
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第５３９号**
和歌山市鷹匠町４丁目33番１　キーウイ荘0101号、住民票上の住所和歌山市狐島366番地の１
破産者　ＳＩ　ＣＯＭＰＡＮＹこと　井脇　進也
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第２７号**
鳥取県米子市淀江町中間558番地１
破産者　村上恵美子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第３７２号**
香川県高松市鬼無町是竹24番地３
破産者　松本　俊晴
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第５３３号**
愛媛県大洲市長浜甲502番地
破産者　島田　保廣
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第２０７３号**
大阪市中央区南船場２丁目10番30号
破産者　スリースターインターナショナル株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
2　一般調査期日　平成25年１月16日午前10時
平成24年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６０２号**
神戸市垂水区高丸５丁目７番16号
破産者　佐野　　均
1　破産債権の届出期間　平成24年12月19日まで
2　一般調査期日　平成25年２月６日午前11時30分
平成24年11月14日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５２号**
新潟県見附市本所１丁目14番３号
破産者　志賀　庄吾
1　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
2　一般調査期日　平成25年１月25日午前11時20分
平成24年11月16日
新潟地方裁判所長岡支部破産係